

ギャラリー利用規約

株式会社神戸デザインセンター（以下「ギャラリー主」といいます。）が運営するギャラリー（名称：サンセイドーギャラリー、以下「本件ギャラリー」といいます。）のご利用にあたり、下記の通り利用規約（以下「本利用規約」といいます。）を定めます。本利用規約は、本件ギャラリーを利用される方（以下「利用者」といいます。）に適用されます。

第1条（ギャラリー利用申込み、業務委託、利用料金）

1. 本件ギャラリーの利用をご希望される方は、ギャラリー主側の担当者と面談し、本利用規約に同意のうえ、所定の利用申込書に必要事項の記入／押印を行い、ギャラリー主から指示のあった提出書類とともにギャラリー主に提出することにより、本件ギャラリーの利用申込みをするものとします。ギャラリー主は、当該利用申込みをされた方に対し、承諾または非承諾の通知を遅滞なく行うものとします。
2. 利用者は、本件ギャラリーの利用にあたって、ギャラリー主に対し、利用者が所有または管理している物品であって利用申込書に記載したもの（以下「本件物品」といいます。）を本件ギャラリーに保管・展示・販売する業務及びそれらに付帯関連する業務（以下「本件業務」といいます。）を委託し、ギャラリー主はこれを受託します。
3. ギャラリー主は、本件業務に関し、利用者を代理して第三者と契約の締結・交渉・折衝・協議・事務連絡・その他調整行為等の業務を行うことができるものとします。
4. 利用者は、原則、ギャラリー主に委託した本件業務に必要となる範囲において、本件ギャラリーを利用するものとし、それ以外の目的での利用は、ギャラリー主の事前承諾がない限り、できないものといたします。利用者は、本件ギャラリーにおいて、ワークショップ、ライブ、トークショーその他のイベントを行う場合においても、ギャラリー主の事前承諾を得るものとします。
5. 本件ギャラリーの利用代金は、付表に定めるとおりとします。

第2条（ギャラリー利用申込み受付期間と利用料金のお支払い）

1. 本件ギャラリー利用の申込み受付期間は、原則、利用希望日の6ヶ月前から利用希望日の1ヶ月前までとし、利用代金は前払い（本件ギャラリー利用前月の末日までのお支払い）とさせていただきます。ただし、ギャラリー主が特別に認めた場合であって、ギャラリー主と利用者が別途個別契約を締結した場合は、この限りではありません。なお、本件ギャラリー利用の予約成立後に利用者のご都合でキャンセルされる場合、またはギャラリー主が指定した期日までに本件ギャラリー利用料金のお支払いをして頂けない場合はキャンセル扱いとし、キャンセル料は以下の各号のとおりとします。
 - (1) 90日以上前でのキャンセル：無償
 - (2) 60日前から89日前までのキャンセル：本件ギャラリーの利用（保管・展示）にかかる料金の25%
 - (3) 30日前から59日前までのキャンセル：本件ギャラリーの利用（保管・展示）にかかる料金の50%

(4) 当日から29日前までのキャンセル：本件ギャラリーの利用（保管・展示）にかかる料金の100%

2. 本件ギャラリーのご利用時間には、本件物品の搬入及び搬出・準備及び後片付け・清掃の時間が含まれるものとします。利用者のご都合によりご利用時間を超過された場合は、別途追加料金を頂戴します。但し、次の利用者のご利用時間等との関係で、ご利用の超過に応じられない場合もありますので、ご了承下さい。

3. 本件ギャラリー利用代金は、ギャラリー主が指定した金融機関の口座に、ギャラリー主が指定した期日までに振込むことによって、お支払い頂きます。ただし、利用者とギャラリー主の間で別途協議のうえ別の方法でお支払い頂く場合は、この限りではありません。

第3条（スケジュール、販売価格、費用負担割合等）

1. 利用者は、本件業務のスケジュールをギャラリー主と協議して決定し、本件ギャラリーの利用申込みの際、利用申込書に当該スケジュールを記載するものとします。

2. 利用者は、本件物品の販売価格（以下「本件定価」といいます。）、ギャラリー主が受領する対価及び本件業務の遂行にかかる費用負担について事前にギャラリー主と協議して決定し、本件ギャラリーの利用申込みの際、利用申込書に記載するものとします。

3. 利用者は、本件業務を通じて制作・用意される物品の所有権について事前にギャラリー主と協議して決定し、本件ギャラリーの利用申込みの際に、利用申込書に記載するものとします。

第4条（権限に関する表明及び保証、真作であることの保証）

1. 利用者はギャラリー主に対し、利用者が本契約の締結及び履行に必要な権限を有していること並びに第三者との間に本契約と矛盾・抵触する契約が存在しないことを表明し、保証します。

2. 利用者はギャラリー主に対し、本件物品が真作であることを保証します。また利用者は、ギャラリー主から本件物品が真作であることを証するもの（鑑定書等）の提示を求められた場合、これに応じるものとします。

第5条（物品の販売）

1. ギャラリー主が本件物品を顧客に販売する場合には、ギャラリー主は利用者の代理人であることを当該顧客に明示してこれを行います。

2. ギャラリー主は、本件物品を顧客に販売する場合には、特定商取引に関する法律その他の一般法令を遵守します。

第6条（物品の販売手数料）

1. 利用者は、ギャラリー主が本件物品を顧客に販売した場合、販売手数料として所定の額をギャラリー主に支払うものとします。（ただし、ギャラリー主と利用者が別途協議のうえ、販売手数料の支払いを不要とした場合を除きます。）なお、ギャラリー主が顧客に対し本件物品を本件定価より割引して販売した場合、利用者がギャラリー主に支払う販売手数料は、前述した所定の額から当該割引相当額を控除した金額とします。

2. ギャラリー主が本件物品の関連商品（画集、カード、ノベルティー・グッズ等）を企画・制作する場合は、その詳細について、利用者とギャラリー主が別途協議のうえ、個別契約にて定めるものとします。

第7条（物品の販売代金の取扱い）

1. ギャラリー主が本件物品を顧客に販売した場合、ギャラリー主は利用者の代理人として顧客から本件物品の販売代金を受領します。なお、本件物品の顧客への販売に係る代金決済の方法は以下の各号のいずれかに従うものとします。

(1) 顧客が本件物品を購入する際に、ギャラリー主が利用者を代理して顧客から現金を受領する。

(2) 顧客が本件物品を購入する際に、ギャラリー主が別途定めたクレジットによる代金決済をする。（この場合、ギャラリー主は利用者から、本件物品の販売代金を代理受領する権限を付与されているものとします。）（取引不成立の場合は、ギャラリー主がクレジット会社に対し当該代金決済の取消処理を行います。）

2. ギャラリー主は、前項により顧客から代理受領した販売代金を、第6条第1項に定めた販売手数料を控除した上で、別途定めた期日までに、利用者の指定する銀行口座へ振り込んで支払います。振込手数料はギャラリー主の負担とします。

第8条（報告義務）

1. ギャラリー主は利用者に対し、顧客に販売した本件物品について、下記の各号の情報を記載した報告書を提出します。（ただし、ギャラリー主と利用者が別途協議のうえ、所定の情報を記載不要とすることができるものとします。）

(1) 顧客に販売した本件物品を特定する情報（タイトル等。以下同様。）。

(2) 顧客に本件物品を販売した日付。

(3) 顧客に販売した本件物品の販売代金額及びそれにかかる第6条第1項に定めた販売手数料の額。

(4) 顧客の名称、住所及び電話等の連絡先。

(5) 顧客に販売されなかった本件物品については、それらを特定する情報及び保管場所。

2. ギャラリー主は利用者に対し、顧客に販売した本件物品の関連商品がある場合は、下記の情報を記載した報告書を提出します。

(1) 顧客に販売した本件物品の関連商品を特定する情報（品名等。以下同様。）。

(2) 顧客に本件物品の関連商品を販売した日付。

(3) 顧客に販売した本件物品の関連商品の販売代金額及びそれにかかる利用者に支払う対価の金額。

3. ギャラリー主は、本件業務の遂行状況に関して、利用者から請求があった場合にはその業務履行の状況について指定された期間内に、利用者に対して書面または電子メール等の電磁的方法で報告します。

第9条（物品の保管責任等）

1. ギャラリー主は、利用者から寄託された本件物品を、善良な管理者の注意義務をもって保管・展示・販売するものとします。
2. ギャラリー主が本件物品を不適切に取扱ったことにより、本件物品が損傷した場合、ギャラリー主は、修繕・修復その他の原状回復に要する費用を負担するものとします。当該損傷により原状回復が不可能な場合、ギャラリー主は利用者に対し本件定価から第6条第1項に定めた販売手数料を控除した額を支払うことにより、その損害を賠償するものとします。
3. 利用者からギャラリー主に寄託された本件物品が紛失若しくは盗難された場合、ギャラリー主は利用者に対しその責を負うものとし、ギャラリー主は利用者に対し本件定価から第6条第1項に定めた販売手数料を控除した額を支払うことにより、その損害を賠償するものとします。

第10条（物品の知的財産権）

1. ギャラリー主は、本件物品にかかる著作権、意匠権等の知的財産権を保護するため最大限の努力をするものとします。
2. ギャラリー主は、本件物品の複製物の制作、公開、頒布等を行う場合は、事前に利用者の書面または電子メール等の電磁的方法による承諾を得るものとします。

第11条（物品の複製物利用）

1. ギャラリー主は、第三者との契約に抵触しないかぎり、本件業務遂行の目的の範囲内で、本件物品の写真・動画等の複製物を無償にて使用することができるものとします。
2. ギャラリー主は、第三者との契約に抵触しないかぎり、ギャラリー主の会社案内・ギャラリー案内・事業報告書・ホームページ・会社年史・広告宣伝用資料等に、本件物品の写真・動画等の複製物を無償にて使用することができるものとします。
3. ギャラリー主は、本件物品の写真・動画等の複製物を本条に基づき使用することについて、利用者の事前の書面または電子メール等の電磁的方法による承認を受けるものとします。また、当該複製物のサイズ・解像度等については、利用者とギャラリー主が別途協議して決定するものとします。

第12条（本件ギャラリーの利用・責務）

1. 利用者は、本件ギャラリーに立ち入られる際は、善良なる管理者の注意をもって、本件物品・関連商品・その他備品等の紛失・盗難、防災などに万全を期して下さい。
2. 他の利用者及びギャラリー主に対する迷惑行為はご遠慮下さい。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本件ギャラリーのご利用を中止させて頂く場合がございます。
3. 本件ギャラリーのご利用に際し、利用者起因するギャラリー主、顧客、取引先等に対する損害については、全て当該利用者に賠償して頂きます。
4. 本件ギャラリーは、ギャラリー主の承諾がない限り、原状復帰して頂くことを条件として利用者に貸し出します。本件ギャラリー利用終了後は、ギャラリー主からの承諾がない限り、後片付け・清掃も含め、利用前の状態で

お返し下さい。ただしギャラリー主は、当該原状復帰にかかる作業については、利用者に協力するものとします。

5. 本件ギャラリー利用の際に出る廃棄物の処分方法に関しては、ギャラリー主と利用者が別途協議して決定するものとします。特殊な廃棄物をギャラリー主側で処分する場合は、当該処分にかかる費用をお支払い頂くことがございます。

6. 本件ギャラリーの利用において、本件ギャラリーにない必要備品については、原則、利用者側で手配して下さい。

7. 本件ギャラリーを損傷、汚損等した場合の修理費・復旧費は、ギャラリー主の算定するところに従って、修理・復旧に要する直接・間接費用の一切を利用者にご負担頂きます。

第13条（ご利用の制限）

1. 以下の各号の項目のいずれか一つに該当する場合、本件ギャラリーのご利用をお断りする場合があります。なお、これにより利用者がこうむった損害については、ギャラリー主は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

(1) 本利用規約に違反した場合。

(2) 利用申込書における利用者の記載事項が事実と異なる場合。

(3) ご相談頂いたご利用内容と実際のご利用内容とが異なる場合。

(4) 本件ギャラリーの利用権の譲渡・転貸をした場合。

(5) 本件ギャラリーを損傷・汚損するおそれがある場合。

(6) 利用目的が非合法または反社会的なものである場合、またはそのおそれがある場合。

(7) 公序良俗に反するまたは法律に違反するおそれがあるとギャラリー主が判断した場合。

(8) 関係官公庁より利用の中止命令が出た場合。

2. 前項に記載する場合の他、以下の各号の行為を禁止します。

(1) 本件ギャラリーに落書き・いたずら等をする行為。

(2) ギャラリー主に承諾を得ていない販売、寄付募集等の行為。

(3) 麻薬等の薬物を使用または持ち込む行為。

(4) ギャラリー主の承諾を得ずに危険物（火薬、油脂、薬品、毒性ガス、劇薬、ガスボンベ等）を持ち込む行為。

(5) ギャラリー主の承諾を得ずに腐敗物、腐食物等を持ち込む行為。

(6) ギャラリー主の承諾を得ずに火気を使用する場合。

(7) 電気・水道を過剰に使用する行為。

(8) ギャラリー主の承諾を得ずに飲酒・喫煙をする行為。

(9) 騒音、大音響または臭気を発する行為。

(10) ギャラリー主が所有する備品・商品が無断で持ち出す行為。

(11) 他の利用者・顧客に配慮のない行為。

3. 利用者が本条第1項に定める項目に該当する場合により、または第2項に定める行為により、ギャラリー主が損害を被った場合、損害賠償をして頂きます。

4. 本件ギャラリーの鍵の持ち出し・持ち帰り・コピー（スペアキーの作成等）を、ギャラリー主の承諾を得ることなく行うことを禁止します。

第14条（法令等の遵守）

利用者は、法令または公序良俗に反する行為及びギャラリー主の名誉・声望を毀損する恐れのある行為を行ってはならないものとします。

第15条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、ギャラリー主からの事前の書面または電子メール等の電磁的方法による同意なしに、本契約に基づく権利または義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡または担保に供することができないものとします。

第16条（損害賠償）

利用者は、本契約に違反してギャラリー主に損害を与えた場合、ギャラリー主が当該損害を回復するために支出した費用を賠償するものとします。

第17条（秘密保持）

1. 利用者及びギャラリー主は、本契約に基づき知り得た相手方の業務上の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を、利用者による本件ギャラリーの利用中及び利用終了後においても、相手方の事前承諾を得ることなく、第三者に漏洩または開示しないものとします。

2. 前項の規定は、以下の各号に規定する情報には適用されないものとします。

(1) 相手方から開示されたまたは知り得た時点で既に公知であったもの、またはその後自らの責めによらず公知になったもの。

(2) 相手方から開示されたまたは知り得た時点で既に自らこれを保有しておりかつそのことを立証できるもの。

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したものの。

(4) 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたものの。

第18条（契約解除）

ギャラリー主は、利用者が以下の各号にいずれかに該当した場合には、催告等の手続なしで直ちに本利用規約を解除し、利用者に損害賠償を請求することができます。

(1) 本利用規約に違反した場合において、10日間の期間を定めて催告したにもかかわらず、同期間内に違反状態が是正されないとき。

(2) 仮差押、仮処分、差押え、競売、租税滞納処分等の公権力による処分を受けたとき。

(3) 支払いを停止したとき(手形または小切手の1回目の不渡りを含む)または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったときまたは解散若しくは営業の廃止を決議したとき。

(5) 関係官庁から営業の許可取消または停止処分を受けたとき。

(6) 上記のほか、財産状態、信用状態または事業内容に重大な変更が生じ、本契約の債務の履行が困難と認められる客観的な事情が生じたとき。

第19条（個別契約）

ギャラリー主と利用者は、本件ギャラリーの利用に関する個別具体的な事項について、必要に応じ、本利用規約に基づく個別契約で定めることができるものとします。なお、当該個別契約で本利用規約と異なる内容を定めた場合には、原則として、当該個別契約の内容が本利用規約に優先するものとします。

第20条（協議解決）

利用者は、本利用規約を遵守し、本利用規約に規定のない事項または本利用規約の各条項の解釈若しくは履行に疑義が生じたときは、信義誠実の原則に基づきギャラリー主と協議を行ない、その解決を図るものとします。

第21条（準拠法・合意管轄）

本利用規約の準拠法は日本法とし、本利用規約から生じる一切の紛争については、神戸地方裁判所または神戸簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

平成28年10月1日制定

【ギャラリー主】

名称：株式会社神戸デザインセンター

住所：兵庫県神戸市中央区三宮町 3-1-16

連絡先：078-331-1933